

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号

新日鉱ホールディングス株式会社

代表取締役社長 高萩光紀

第7回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第7回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第7期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、
計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連
結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記事業報告、計算書類および連結計算書類の内容ならびに監
査結果を報告しました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、次のとおり変更されました。

(下線は変更部分)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行 する。	(削 除)
(単元株式数、単元未満株式の売渡請求 等) 第8条 当社の単元株式数は、500株と する。	(単元株式数、単元未満株式の売渡請求) 第7条 (現行どおり)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>2 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>3 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第10条 <u>株券の種類並びに株主の権利行使、株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第11条～第41条 （条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p>2 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第8条 （現行どおり）</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第9条 株主の権利行使、株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条～第40条 （現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条の規定は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもってこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役10名選任の件

本件は、清水康行、高萩光紀、伊藤文雄、杉内清信、松下功夫、岡田昌徳、庄山悦彦および高村壽一の各氏が再選され、加賀美和夫および占部知之の各氏が新たに選任され、それぞれ就任しました。なお、庄山悦彦および高村壽一の各氏は、社外取締役であります。

以 上